

液化石油ガス設備工事届書

1 内容

次に掲げる(1)に該当する施設又は建築物であつて、(2)に掲げる貯蔵量を有し、かつ(3)に係る工事をした者。

(1) 指定建築物

- ア 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設
 - イ キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設
 - ウ 貸席及び料理飲食店
 - エ 百貨店及びマーケット
 - オ 旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅（注）
 - カ 病院、診療所及び助産所
 - キ 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校幼稚園及び各種学校
 - ク 図書館、博物館及び美術館
 - ケ 公衆浴場
 - コ 駅及び船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
 - サ 神社、寺院、教会その他これらに類する施設
 - シ 床面積の合計が千平方メートル以上である事務所（前各号に掲げるものに該当するものを除く。）
- ※「共同住宅」とは、アパート、マンション等の集合住宅であつて、同一建築物内に3世帯以上入居する構造のものをいう。

(2) 液化石油ガス供給設備の貯蔵能力が500kgを超えるもの。（特定供給設備を除く。）

(3) 液化石油ガス設備工事の範囲

- ア 供給設備の設置工事
- イ 供給管の延長を伴う工事ウ貯蔵設備の位置の変更又はその貯蔵能力の増加を伴う工事

【根拠条文 法第38条の3、規則第88条】

2 手続き

- (1) 予防課危険物係（新城市消防防災センター2階窓口）に提出します。
- (2) 作成部数は2部とし、1部内容確認後副本として返却します。

3 添付書類

- (1) 容器による貯蔵能力が500kgを超え1,000kg未満のとき
 - ・ 設備工事の内容等
 - ・ 設備の位置及び構造並びに付近の状況を示す図面
 - ・ 緊急時連絡先、消火設備の概要
 - ・ 貯蔵設備の全景写真
 - ・ 気密試験用器具一覧表
 - ・ 液化石油ガス設備士免状所有者名簿

(2) 容器による貯蔵能力が1,000kgを超え3,000kg未満のとき

- ・ 設備工事の内容等
- ・ 供給設備の技術上の基準
- ・ 設備の位置及び構造並びに付近の状況を示す図面
- ・ 緊急時連絡先、消火設備の概要
- ・ 貯蔵設備の全景写真
- ・ 気密試験用器具一覧表
- ・ 液化石油ガス設備士免状所有者名簿

(3) バルク貯槽による貯蔵能力が500kgを超え1,000kg未満のとき

- ・ 設備工事の内容等
- ・ バルク供給設備の技術上の基準
- ・ 設備の位置及び構造並びに付近の状況を示す図面
- ・ 緊急時連絡先、消火設備の概要
- ・ 貯蔵設備の全景写真
- ・ 気密試験用器具一覧表
- ・ 液化石油ガス設備士免状所有者名簿

法→液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
(昭和42年12月28日)

規則→液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
(平成9年3月10日)